

# 千葉県報

定例  
令和5年11月17日

第13890号

令和5年11月17日(金曜日)

千葉県報

## 主要目次

- 漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定 一
- 患畜の発生 一
- 河川区域の変更による廃川敷地等 一
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 一
- 選挙管理委員会告示 一
- 令和四年七月十日執行の参議院千葉県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正 二
- 令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 二
- 令和五年四月二十三日執行の衆議院小選挙区(千葉県第五区)選出議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 二
- 公告 七
- 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 七
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧 七
- 一般競争入札(保留地の処分)の実施 七
- 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧 八
- 特定調達公告 九
- 入札公告 九

## 告示

### 千葉県告示第四百三十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和五年十一月二十一日から発生する。

令和五年十一月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域 岩井富浦漁業協同組合の地区のうち岩井地区  
漁業の区分 小型定置漁業  
一般大型定置漁業

### 千葉県告示第四百四十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり患畜の発生の届出があった。  
令和五年十一月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	頭数	発生場所	発生年月日
ヨネ病	患畜	牛	二	香取郡多古町十余	令和五年十一月八日

### 千葉県告示第四百四十一号

河川区域の変更により、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第九十一条第一項に規定する廃川敷地等が次のとおり生じた。  
その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所において縦覧に供する。  
令和五年十一月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 河川の名称  
二級河川一宮川水系一宮川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
令和五年十一月十七日
- 三 廃川敷地等の位置  
長生郡長生村七井土字西上府一、三二六番二、一、三二七番三、一、三二七番五、一、三四七番二、一、三四八番二、一、三四九番一、三五〇番一、一、三五〇番二、一、三五一番、一、三五二番三、一、三五三番四及び一、三五四番三
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 九六九・一〇平方メートル

### 千葉県告示第四百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、松戸都市計画  
下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
令和五年十一月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称  
松戸市

二 都市計画事業の種類及び名称  
松戸都市計画下水道事業松戸市第一号公共下水道

三 事業施行期間  
昭和四十七年七月七日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 昭和四十七年千葉県告示第四百七十八号、昭和四十九年千葉県告示第八  
百三十七号、昭和五十年千葉県告示第五号、昭和五十一年千葉県告示第  
六百十七号、昭和五十三年千葉県告示第二百六十六号、昭和五十六年千  
葉告示第五百二十五号、昭和五十七年千葉県告示第三百二十五号、昭和六  
十年千葉県告示第五百二十五号、昭和六十二年千葉県告示第五百四十二号、昭和六十三年千葉県告示第四百  
三十六号、平成二年千葉県告示第四百三十五号、平成四年千葉県告示第二  
百三十号、平成四年千葉県告示第六百五十九号、平成七年千葉県告示第五  
百二十五号、平成七年千葉県告示第八百十九号、平成八年千葉県告示第七  
百四十三号、平成十年千葉県告示第五百十五号、平成十一年千葉県告示第  
百六号、平成十二年千葉県告示第五百八十一号、平成十四年千葉県告示第  
四百十九号、平成十五年千葉県告示第三百一十号、平成二十年千葉県告示第  
二百四十二号、平成二十年千葉県告示第五百五十五号、平成二十一年千葉  
県告示第三百八十号、平成二十二年千葉県告示第六百五号、平成二十四年  
千葉県告示第四百四十二号、平成二十七年千葉県告示第七百六十九号、平  
成二十九年千葉県告示第二十三号、平成三十年千葉県告示第二百五号、平  
成三十年千葉県告示第四百七十三号、令和二年千葉県告示第七十一号及び  
令和五年千葉県告示第二十八号の事業地のうち松戸市新松戸一丁目の区域  
を削った区域

昭和六十二年千葉県告示第五百四十二号、昭和三十二年千葉県告示第四百  
三十六号、平成二年千葉県告示第四百三十五号、平成四年千葉県告示第二  
百三十号、平成四年千葉県告示第六百五十九号、平成七年千葉県告示第五  
百二十五号、平成七年千葉県告示第八百十九号、平成八年千葉県告示第七  
百四十三号、平成十年千葉県告示第五百十五号、平成十一年千葉県告示第  
百六号、平成十二年千葉県告示第五百八十一号、平成十四年千葉県告示第  
四百十九号、平成十五年千葉県告示第三百一十号、平成二十年千葉県告示第  
二百四十二号、平成二十年千葉県告示第五百五十五号、平成二十一年千葉  
県告示第三百八十号、平成二十二年千葉県告示第六百五号、平成二十四年  
千葉県告示第四百四十二号、平成二十七年千葉県告示第七百六十九号、平  
成二十九年千葉県告示第二十三号、平成三十年千葉県告示第二百五号、平  
成三十年千葉県告示第四百七十三号、令和二年千葉県告示第七十一号及び  
令和五年千葉県告示第二十八号の事業地のうち松戸市新松戸一丁目地内に  
おいて事業地を変更する。

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第四十七号

令和四年七月十日執行の参議院千葉県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する  
収支報告書について訂正の報告があったので、令和五年千葉県選挙管理委員会告示第五号  
(令和四年七月十日執行の参議院千葉県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する  
収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正する。  
令和五年十一月十七日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

候補者白井正一に係る収支報告書の要旨の訂正

「自由民主党本部 10,000,000」を「自由民主党千葉県参議院 選挙区第八支部 10,000,000」に改め

千葉県選挙管理委員会告示第四十八号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収  
支報告書の要旨は、別冊のとおりである。  
令和五年十一月十七日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第四十九号

令和五年四月二十三日執行の衆議院小選挙区(千葉県第五区)選出議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。  
令和五年十一月十七日

- 千葉県選挙区選挙運動公告要旨 採 取 案 要
- 1 選挙の種類 令和5年4月23日執行 衆議院小選挙区(千葉県第五区) 選出議員補欠選挙
  - 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 25,884,000円
  - 3 報告書の要旨

候補者氏名	英利アリア フエヤー	所属党派	自由民主党	期間	令和5年3月3日から 令和5年5月8日まで
出納責任者氏名	西谷昭彦				

収入 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	〔職業〕	〔寄附額〕 円	支出	円
その他の寄附	0件	0	人件費	1,198,000
その他の収入		10,000,000	家屋費	4,458,933
今 回 計		10,000,000	選挙事務所費	4,047,933
今 前 計		-	集合会場費	411,000
総 計		10,000,000	通信費	59,810
			交通費	30,030
			印刷費	2,705,347
			広告費	673,777
			文具費	19,535
			食糧費	371,976
			宿泊費	166,380
			雑費	177,200
			今 回 計	9,860,988
			今 前 計	-
			総 計	9,860,988

支出のうち 公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	278,250円
	ビラの作成	490,700円
	ポスターの作成	1,182,384円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	計	2,540,347円

報告書受理年月日 令和5年5月8日 第1回報告分

候補者氏名	岡野純子	所属党派	国民民主党	期間	令和5年3月20日から 令和5年5月8日まで
出納責任者氏名	目黒典夫				

収入 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	〔職業〕	〔寄附額〕 円	支出	円
国民民主党		3,000,000	人件費	1,348,200
大田純子	無職	120,000	家屋費	500,000
ランジヤン	無職	120,000	選挙事務所費	500,000
善子			集合会場費	0
大西恭平	会社員	120,000	通信費	0
斉藤祐一	自営業	120,000	交通費	92,090
根津麻奈美	無職	120,000	印刷費	1,902,390
土屋吉剛	自営業	120,000	広告費	1,239,113
			文具費	0
			食糧費	16,265
			宿泊費	363,968
			雑費	0
			今 回 計	5,462,026
			今 前 計	
			総 計	5,462,026

前回計 前計  
 総計 5,730,000 5,462,026

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	278,250円
ビラの作成	490,700円
ポスターの作成	1,133,440円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
計	2,491,403円

報告書受理年月日 令和5年5月8日 第1回報告分

候補者氏名	所属党派	政治家女子	期間
織田三江		48党	令和5年4月4日から 令和5年5月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	織田三江		

収入 主たる寄附  
 氏名 [職業] [寄附額] 円

支出  
 人件費 0円  
 家屋費 0円  
 選挙事務所費 0円  
 集合会場費 0円  
 通信費 0円  
 交通費 0円  
 印刷費 16,600円  
 広告費 0円  
 文具費 0円  
 食糧費 0円  
 宿泊費 0円  
 雑費 0円

その他の寄附 1件 16,600円  
 その他の収入 0円  
 今回計 16,600円  
 前計 -  
 総計 16,600円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	0円
ビラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	0円

報告書受理年月日 令和5年5月8日 第1回報告分

候補者氏名	所属党派	日本維新の会	期間
岸野智康			令和5年3月20日から 令和5年5月8日まで 第1回分
出納責任者氏名	加藤篤彦		

収入 主たる寄附  
 氏名 [職業] [寄附額] 円  
 日本維新の会 3,000,000円

支出  
 人件費 90,000円  
 家屋費 1,251,875円  
 選挙事務所費 1,251,875円  
 集合会場費 0円  
 通信費 0円  
 交通費 0円  
 印刷費 1,424,000円  
 広告費 542,754円  
 文具費 0円  
 食糧費 0円

休泊費	0
雑費	70,360
その他の寄附	0件 0
その他の収入	0
今回計	3,378,989
前回計	-
総計	3,378,989

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	79,500円
ビラの作成	444,500円
ポスターの作成	900,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	1,638,404円

報告書受理年月日 令和 5 年 5 月 8 日 第 1 回報告分

候補者氏名	岸野智康	所属党派	日本維新の会	期間	令和 5 年 5 月 9 日から 令和 5 年 5 月 29 日まで
出納責任者氏名	加藤篤彦 第 2 回分				

収入	支出
主たる寄附 氏名 〔団体名〕	人件費 0円
〔職業〕	家屋費 99,047円
〔寄附額〕	選挙事務所費 12,747円
	集合会場費 86,300円
	通信費 14,951円
	交通費 0円
	印刷費 0円

広告費	105,596
文具費	0
食糧費	0
休泊費	0
雑費	0

その他の寄附	0件 0
その他の収入	0
今回計	219,594
前回計	3,378,989
総計	3,598,583

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	0円
ビラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
計	0円

報告書受理年月日 令和 5 年 5 月 2 9 日 第 2 回報告分

候補者氏名	齋藤和子	所属党派	日本共産党	期間	令和 5 年 2 月 13 日から 令和 5 年 5 月 8 日まで
出納責任者氏名	武石英紀 第 1 回分				

収入	支出
主たる寄附 氏名 〔団体名〕	人件費 438,000円
〔職業〕	家屋費 156,000円
〔寄附額〕	選挙事務所費 156,000円
	集合会場費 0円
日本共産党千葉県委員会	
300,000円	

勝見和弘	無職	150,000	通信費	60,000
佐々木香	無職	96,000	交通費	0
栗山政明	無職	96,000	印刷費	0
岡田幸子	無職	96,000	広告費	180,091
日本共産党市川浦安地区 委員会		224,000	文具費	8,000
			食糧費	61,178
			宿泊費	0
			雑費	10,230
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		962,000	今回計	913,499
今回計		-	今回計	-
前回計		962,000	前回計	913,499
総計		962,000	総計	913,499

支出のうち 公費負担相当額	項目		金額
	項目	金額	
	選挙運動用通常葉書の作成	0円	
	ビラの作成	0円	
	ポスターの作成	0円	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円	
	計	0円	

報告書受理年月日 令和5年5月8日 第1回報告分

候補者氏名	星健太郎	所属党派	無所属	期間	令和5年4月11日から 令和5年5月8日まで
出納責任者氏名	星健太郎 第1回分				

収入 主たる寄附  
〔氏名〕  
〔団体名〕

職業 寄附額

支出 人件費  
家屋費

円 0

選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	71,596
広告費	0
文具費	2,920
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0
その他の寄附	0件
その他の収入	0
今回計	100,000
今回計	100,000
前回計	-
総計	100,000
今回計	74,516
今回計	-
前回計	74,516
総計	74,516

支出のうち 公費負担相当額	項目		金額
	項目	金額	
	選挙運動用通常葉書の作成	0円	
	ビラの作成	0円	
	ポスターの作成	0円	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円	
	計	0円	

報告書受理年月日 令和5年5月8日 第1回報告分

候補者氏名	矢崎聖太郎	所属党派	立憲民主党	期間	令和5年2月2日から 令和5年5月2日まで
出納責任者氏名	矢崎喜一 第1回分				

収入 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	〔職業〕	〔寄附額〕	支出
立憲民主党		5,271,656 円	人件費 408,000 家屋費 1,968,725 選挙事務所費 1,968,725 集会会場費 0 通信費 401,264 交通費 69,671 印刷費 2,660,573 広告費 1,150,948 文具費 587,155 食糧費 0 体泊費 322,830 雑費 242,837
その他の寄附 0件		0	
その他の収入 0		0	
今回計 5,271,656		5,271,656	今回計 7,812,003
前回計 -		-	前回計 -
総計 5,271,656		5,271,656	総計 7,812,003

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	278,250円
ビラの作成	490,700円
ポスターの作成	1,182,384円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
計	2,540,347円

報告書受理年月日 令和5年5月2日 第1回報告分

公 告

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し次のとおり裁定の申請があった。  
なお、申請に係る農地の所有者等は、令和五年十一月十七日から十二月一日まで、千葉県農林水産部農地・農村振興課に意見書を提出することができる。  
令和五年十一月十七日  
千葉県知事 熊谷 俊 人

申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積	面積
千葉県緑区板倉町 一、一一六番一 田	八六一平方メートル
一、一一六番二	一、四六八平方メートル
一、一一六番三	二一九平方メートル
一、一一九番	四五三平方メートル

- 申請に係る農地の利用の現況  
耕作の事業に従事する者が不在となっている。
- 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。
- 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和六年六月	二十年	三〇〇、一〇〇円

都市計画地区計画の関係図書の縦覧  
令和五年十一月十七日野田市の決定に係る野田都市計画地区計画瀬戸上ノ台地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
令和五年十一月十七日  
千葉県知事 熊谷 俊 人

一般競争入札（保留地の処分）の実施  
千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則（平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。）第三条の規定により、次のとおり一般競争入札により保留地を処分する。  
令和五年十一月十七日  
千葉県知事 熊谷 俊 人

一 処分する保留地

物件番号	所在	面積	最低売却価格
1	柏市(柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地地区画整理事業区域内三二街区四画地)	六三九・六三	円 一二六、〇〇七、〇〇〇
2	柏市(柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地地区画整理事業区域内三二街区一六画地)	二三三・〇一	四八、九三二、〇〇〇円
3	柏市(柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地地区画整理事業区域内三九街区三画地)	六三六・四〇	円 一二七、九一六、〇〇〇
4	柏市(柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地地区画整理事業区域内一八四街区三画地)	三二四・八二	八八、三五一、〇〇〇円
5	柏市(柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地地区画整理事業区域内二四三街区六画地)	二五七・六三	六六、七二六、〇〇〇円

- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
  - 全ての都道府県税並びに法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先  
柏市若柴一六〇番地一 千葉県柏区画整理事務所 電話〇四(七二三四) 一二四七
- 四 入札及び開札の期間及び場所等
- 入札の期間 令和六年二月十四日(水曜日)及び十五日(木曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時までとする。
  - 入札の場所 千葉県柏区画整理事務所
  - 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。

- 4 入札参加上の注意
- (一) この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。
- (二) 入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。
- 5 開札の日時及び場所 次のとおりとする。
- | 物件番号 | 日 時                    | 場 所              |
|------|------------------------|------------------|
| 1    | 令和六年二月十六日(金曜日) 午前九時    | 千葉県柏区画整理事務所一階会議室 |
| 2    | 令和六年二月十六日(金曜日) 午前九時三十分 |                  |
| 3    | 令和六年二月十六日(金曜日) 午前十時    |                  |
| 4    | 令和六年二月十六日(金曜日) 午前十時三十分 |                  |
| 5    | 令和六年二月十六日(金曜日) 午前十一時   |                  |
- 五 入札保証金  
納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。
- 六 入札の無効  
規則第十一条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 七 入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法
- 申込期間 令和六年一月九日(火曜日)から十一日(木曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
  - 受付場所 千葉県柏区画整理事務所
  - 申込方法 事前に三の問合せ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。
- 八 その他
- 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。
  - その他 詳細は、分譲案内書による。
- 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧  
令和五年十一月十七日君津市の変更に係る君津都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。
- 令和五年十一月十七日



特 定 調 達 公 告

この特定調達公告は、競争入札の形式で、モノの購入に係る特定調達に関する事項の履行を目的とする。

入札公告

次のおり一般競争入札に付する。

令和5年11月17日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 新受付システム開発運用業務委託 一式
  - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び要求水準書等による。
  - (3) 履行期間 契約締結日から令和12年3月31日まで
  - (4) 履行場所 千葉県企業局長が指定する場所
  - (5) 入札方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札書等(入札書及び提案に係る性能、機能、技術等に関する書類(以下「業務提案書」という。)をいう。以下同じ。)を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (6) 予定価格 2,707,713,584円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
  - (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
  - (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
  - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒262-8512 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理部長課契約班 電話043(211)8589
- (2) 入札説明書の交付期間 令和5年11月17日から12月15日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (3) 入札書等の提出期限 令和6年1月11日午後5時
- (4) 開札の日時及び場所 令和6年1月12日午前9時 千葉県企業局入札室
- 4 落札者の決定方法 この公告に示した委託契約を履行できると千葉県企業局長が判断した入札者であって、総合評価の方法によって得られた総合評価点の最も高いもの(以下「最高評価値者」という。)を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とするところがある。
- 5 低入札価格調査制度及び調査基準価格
  - (1) この入札は、別に定める「千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。
  - (2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。
- 6 低入札価格調査
  - (1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落札者を決定する。入札者には当該決定内容を知り得る。
  - (2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。
  - (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち総合評価点の最も高い者に比して総合評価点が同等以上である者(以下「低価格入札者」という。)は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があります。以下「実施者」という。)から指示があった日までに、実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならない者、期限までに提出しない者のした入札は無効とする。

- (5) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。
- (6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。

7 落札者の決定基準

区分	審査項目	配点
入札書	入札価格に関する事項	100点
	新たな受付システム開発の背景・目的	8点
	調達概要	12点
	機能要件	124点
業務提案書	非機能要件	72点
	運用保守要件	36点
	プロジェクト管理	16点
	その他	32点

(2) 審査項目の評価方法

- ア 入札書の評価(入札価格点)は、入札金額が最も低いものを満点とし、最低入札価格と入札価格の割合に基づき算出した点数とする(小数第3位を四捨五入)。
- イ 業務提案書の評価(加査審査点)は、詳細審査項目ごとに各配点内において絶対評価する。なお、詳細審査項目は、入札説明書による。
  - ウ 総合評価点は、入札価格点と加査審査点とを合計した点数とする。
- 8 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金
    - ア 入札保証金 免除
    - イ 契約保証金 千葉県企業局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号)第145条の規定によるものとする。
  - (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
  - (4) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

- ア 提出期限 令和5年12月15日午後5時
- イ 提出場所 3(1)に示す場所

〒260-0801 千葉県千葉市中央区市場町1番1号

- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Development and Operation of The New Reception System (1set)
- (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 11 January, 2024
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589

発行者 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県 〇四三(一一三三) 二六五八  
購読申込先